

牛久沼土地改良区の各種申請書の提出について

《農地転用》 【農地を転用する時、田を宅地等にする場合】

【公共事業等、道路改修、河川改修で農地が買収された時】

※対象農地に滞納金がある場合は、賦課金を納付して下さい。

- * 申請書は、正副2部を製本後、提出して下さい。※登記簿添付（地区担当理事署名印必須）
- * 書類のメ切は、毎月25日となります。翌月の10日までに理事会が開かれ、申請許可が下りましたら、振込済領収書と引換に意見書を添付して、書類をお渡し致します。
- * 地目が田の場合には、地区除外維持管理費がかかります。（1㎡当×220円）畑にはかかりません。
- * 証明手数料は、1件につき 4条・5条・・・5,500円
- * 1000㎡以上の場合は、開発協力費として1㎡当×330円がかかります。

《排水放流》 【生活雑排水、合併浄化槽処理排水を土地改良施設である水路へ放流する時】

※売買等で所有者が変更になった場合は申請して下さい。

- * 申請書は、正副2部を製本後、提出して下さい。（地区担当理事署名印必須）
- * 書類のメ切は、毎月25日となります。翌月の10日までに理事会が開かれ、申請許可が下りましたら、振込済領収書と引換に同意書を添付して、書類をお渡し致します。
- * 証明手数料 1件・・・5,500円
- * 排水設備協力金 1人槽・・・22,000円
- ※1,000㎡を超えた場合、開発協力費・雨水処理の為1㎡当×330円がかかります。
- * 集合住宅・店舗等・・・33,000円・工場・・・110,000円（一時金のみ）

《用排水路使用》 【土地改良施設（農道・水路）を架橋（蓋板を含む）その他で使用する時】

- * 申請書は、正副2部を製本後、提出して下さい。（地区担当理事署名印必須）
- * 書類のメ切は、毎月25日となります。翌月の10日までに理事会が開かれ、申請許可が下りましたら、振込済領収書と引換に同意書を添付して、書類をお渡し致します。
- * 証明手数料 1件・・・5,500円
- * 橋などを架ける場合は、55,000円/4m（標準）、それ以上の場合、13,750円/1m（追加）のお支払いになります。（一時金のみ）
- * 出入口使用など、一時使用等の場合は、証明料のみとなります。

《境界確認》 【水路と個人の宅地、水路と田の境界を確認する時】

- * 申請書は、正副2部を製本後、提出して下さい。書類は随時受付致します。
地区担当理事印は必要ありません。
- * 申請後、境界立会の希望日時を調整し、当日現地集合で境界確認を行います。
現地境界が、市・県が絡む場合は、それぞれ申請、日程調整をお願い致します。
- * 境界立会確認後、後日、振込済領収書と引換に同意書を添付して書類をお渡し致します。
- * 証明手数料 1件・・・5,500円

《振込先》 ゆうちょ銀行又は郵便局

口座記号：00190 口座番号：648029

口座名義：牛久沼土地改良区 ウツクヌマチカイヨク

※他銀行より振込の場合 ○一九（ゼロイチキョウ）店 当座 0648029

※お支払いのお手続きは理事会後をお願い致します。

また、ご依頼人欄には申請者様の情報をご記入下さい。

振込手数料はお客様の負担となります。振込済領収書を窓口へご持参下さい。

【お問い合わせ先】

牛久沼土地改良区

〒301-0005

茨城県龍ケ崎市川原代町2640-1

TEL 0297-62-0536